

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成25年4月26日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人小水力発電をミャンマーの農村に

(2) 代表者名

大津 定美

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区柳馬場通綾小路下る永原町154番地 グラン・コート四条烏丸1004号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ミャンマーの農村に対して、主に小水力発電用設備の普及に関する事業を行い、ミャンマーの農村地域の経済、社会、開発に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年4月18日

(文化市民局地域自治推進室)